



Title	害のハイブリッド説の批判的検討
Author(s)	本間, 哲
Citation	応用倫理, 17, 3-20
Issue Date	2026-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.17.3
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99995
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_1_3-20.pdf



論文

害のハイブリッド説の批判的検討

本間哲（一橋大学）

要旨

本稿では、C. F. Unruh が提唱している害のハイブリッド説を検討する。害の哲学では、ある人が害を被っているとはどのようなことか、という問いをめぐる、反事実条件的比較説や時点的比較説、非比較説といった理論が対立してきた。Unruh (2023) によれば、これらの理論はいずれも問題を抱えているが、時点的比較説と非比較説を選言的につなぎ合わせたハイブリッド説であれば、問題を解決することができるという（第2節）。しかし、本稿では、ハイブリッド説は説得的ではない、と主張する。まず、ハイブリッド説に対しては、過小包摂と過剰包摂の問題が指摘されている（Carlson et al. 2023）。これは、被害がある／ないはずの事例を、被害がない／あると誤判定してしまう、という問題である。第3節では、この指摘に対する Unruh (2024) の応答を検討し、これが成功していないことを示す。そのうえで、第4節では、ハイブリッド説のさらなる問題を二つ指摘する。一つ目は、ハイブリッド説は被害の統一的な説明になっていない、という統一性の問題である。二つ目は、ハイブリッド説は被害があるか不確定な事例を認めざるをえない、という不確定性の問題である。

Abstract

This paper examines the hybrid account of harm proposed by C. F. Unruh. In the philosophy of harm, one of the central questions is what it is for someone to suffer harm, and philosophers have proposed different accounts, including the counterfactual comparative account, the temporal comparative account, and the non-comparative account. According to Unruh (2023), while all these accounts have problems, the hybrid account, which disjunctively combines the temporal comparative account and the non-comparative account, can successfully resolve them. However, this paper argues that the hybrid account is not plausible. First, the hybrid account has been criticized for the problems of undergeneration and overgeneration (Carlson et al. 2023). This is the problem of incorrectly classifying cases that should be harmful (non-harmful) as non-harmful (harmful). Section 3 examines Unruh's (2024) response to this criticism and points out that it fails. Furthermore, Section 4 raises two additional problems for the hybrid account. One is the problem of unity: the hybrid account does not provide a unified explanation of harm. The other is the problem of indeterminacy: the hybrid account allows cases where it is indeterminate whether one suffers harm.

1 はじめに

私があなたを殴り、あなたが傷を負ったとする。この場合には、私の行為によってあなたは害を被った、と言えるだろう。しかし、誰かが害を被っているとは、正確にはどのようなことなのだろうか。また、行為が誰かを害しているということが成り立つのは、いかなる事実のおかげなのだろうか。害の哲学では、このような問いをめぐって、反事実条件的比較説や時点的比較説、非比較説といった理論が対立してきた。そして、この議論状況のなかで、C. F. Unruh は、ハイブリッド説と呼ばれる新たな理論を提案している。Unruh によれば、既存の代表的な理論はいずれも問題を抱えているが、時点的比較説と非比較説を選言的につなぎ合わせたハイブリッド説であれば、これらの問題を解決することができるという。

本稿の目的は、Unruh のハイブリッド説は説得的でない、と主張することである。まず、第2節において、Unruh (2023) の議論を確認する。次に、E. Carlson と J. Johansson、O. Risberg によるハイブリッド説への批判 (Carlson et al. 2023) を検討する。Carlson らによれば、ハイブリッド説は、過小／過剰包摂の問題と呼ばれる問題を抱えている。第3節では、Carlson らの批判と、これに対する Unruh (2024) の応答を検討し、Unruh の応答は成功していないと論じる。そのうえで、第4節では、ハイブリッド説が抱えるさらなる問題として、統一性の問題と不確定性の問題を指摘する。

2 Unruh のハイブリッド説

第2節では、Unruh (2023) の議論を確認する。はじめに、Unruh による行為の有害性と被害の状態の区別について説明する (第2.1節)。次に、反事実条件的比較説、時点的比較説、非比較説という三つの理論について、その内容と Unruh の指摘する問題点を確認する (第2.2節)。最後に、Unruh 自身の理論であるハイブリッド説について説明する (第2.3節)。

2.1 行為の有害性と被害の状態

まず、Unruh (2023: 890–891) は、害について、次の二つの問いが区別できると主張する。第一の問いは、どのような場合に、いかなる事実によって、ある行為が誰かを害する (harming) ということが成り立つのか、という問いである¹。第二の問いは、どのような場合に、いかなる事実によって、誰かが害を被っている (being in a harmed state / suffering a harm) ということが成り立つのか、という問いである。本稿では、前者で問われている対象を「行為の有害性」と呼び、後者で問われている対象を「被害の状態」と呼ぶことにする。

Unruh によれば、害の哲学では、行為の有害性と被害の状態が明確に区別されることは少なく、前者のみが注目されてしまっている²。しかし、これらは別の概念であるため、それぞれ別個に探求すべきである (see also Unruh 2024: 297)。そして、以下で確認するように、Unruh は被害の状態のほうに焦点を絞り、これをめぐる諸理論を批判したうえで、ハイブリッド説を擁護している。また、Unruh は、行為の有害性と被害の状態の間には次のような関係が成り立つ、とも主張している (Unruh 2023: 891, 897; see also Unruh 2024: 297)。

1 害の哲学において、害の理論は、行為の害だけではなく、行為以外の出来事 (例えば火山の噴火) の害についても説明できなければならない、とされている。これは、存在論的中立性 (ontological neutrality) と呼ばれる、害の理論が満たすべき要件 (desiderata) の一つである (Bradley 2012: 394–395)。ただし、説明の簡便さのために、本稿では、行為以外の出来事については言及しない。

2 行為の有害性と被害の状態の区別については、Unruh (2023: 890 fn. 3) が言及しているいくつかの文献と、Folland (2017: 4), Hanser (2009: 181–182), Johansson & Risberg (2023: 512, 519–521)などを参照。

《行為の有害性と被害の状態の関係》

ある行為が誰かを害するのは、その人が害を被っている状態にあり、かつその行為とその被害の状態の間に適切な (appropriate/right) 関係が成り立っている場合のみである。

2.2 被害の状態をめぐる諸理論

すぐ上で触れたように、Unruh は、被害の状態をめぐる諸理論を批判し、これらよりも優れた理論としてハイブリッド説を提案している。まず、被害の状態についての代表的な理論としては、反事実条件的比較説 (Counterfactual Comparative Account)、時点的比較説 (Temporal Comparative Account)、非比較説 (Non-Comparative Account) の三つがある³。しかし、Unruh によれば、いずれの理論も、被害の状態を過不足なく判定することはできていない⁴。すなわち、被害があるはずの事例を被害がないと判定してしまったり (過小包摂の問題)、被害がないはずの事例を被害があると判定してしまったりするのである (過剰包摂の問題)。

はじめに、反事実条件的比較説から確認しよう。これは、次のように定式化できる理論である (Unruh 2023: 892)。

《反事実条件的比較説》

ある人が害を被っているのは、次のような出来事が生じている場合であり、かつその場合に限られる。すなわち、その出来事が生じていなかったならば、その人の福利はより高かった (better off) だろう、というような出来事である⁵。

この反事実条件的比較説は、比較説の中では、後で確認する時点的比較説よりも有望とみなされており、支持者も多い。

しかし、Unruh (2023: 892) によれば、反事実条件的比較説は、一方で先回り (preemption) と呼ばれる事例に関して過小包摂の問題を抱えており⁶、他方で益し損ない (failure to benefit) と呼ばれる事例に関して過剰包摂の問題を抱えている (cf. Bradley 2012: 397; Johansson & Risberg 2023: 514–515; Klocksiem 2012: 286–287)。それぞれ、以下のような事例である⁷。

【先回り】

A が B を殴ったせいで、B は顔に傷を負ってしまった。すぐそばにいた C もまた、B を殴ろうとして

3 以下で見ていくように、本稿で論じる害の理論はすべて、福利の観点から害を説明する理論である。害の哲学では、自律 (autonomy) のような福利とは区別される概念に注目して害を説明するタイプの理論も存在している (e.g. Shiffrin 2012)。ただし、以下の理由より、本稿ではこのようなタイプの理論を扱わない。まず、害の哲学では、多くの論者が、福利から害を説明する理論をデフォルトとして受け入れている (Feit 2023: xii–xiii; Gardner 2021: 383; Zhou 2022: 522 fn. 36)。また、福利以外によって害を説明する理論に対しては批判もある (Bradley 2012: 400–402; Tadros 2014: 173–177; Zhou 2022: 520–523)。さらに、Unruh 自身が福利から害を説明する理論に焦点を絞っていることもあり、Unruh の理論を検討するという本稿の目的にとっても、それ以外の理論を扱う必要がない。以上の点を明確化する必要性を指摘してくれた匿名の査読者に感謝する。

4 害の理論は害を過不足なく判定できなければならない、という要件は、外延的十全性 (extensional adequacy) と呼ばれる要件である (Bradley 2012: 394)。

5 Unruh の定式化から表現を変更しているが、議論に影響はない。以下の本文におけるその他の理論の定式化についても同様である。本稿の注 9 も参照。

6 反事実条件的比較説が過小包摂の問題を抱える事例には、非同一性 (non-identity) と呼ばれる事例もある (Unruh 2023: 892)。

7 以下の本文で言及する事例はすべて、参照した論者の記述を参考にしつつ、名称や内容に変更を加えている。

いたところだったが、Aの行為を見て手を止めた。もしもAがBを殴っていなかったならば、同じようにCがBを殴っていただろう。そして、同じようにBは顔に傷を負っていただろう。

【益し損ない】

DはEへの贈り物を購入していたが、心変わりが生じて、それを自分のものにすることにした。もしもDがそれをEに贈っていたならば、Eは喜んでいただろう。

まず、【先回り】のBは、害を被っているように思われる。しかし、反事実条件的比較説は、Bは害を被っていない、と判定してしまう。というのも、AがBを殴るという出来事が生じていなかったとしても、CがBを殴っていたはずなので、Bの福利はより高くなかった（変わらなかった）はずだからである。このように、反事実条件的比較説は、被害があるはずの事例を被害がないと判定してしまうため、過小包摂の問題を抱えている。次に、【益し損ない】のEは、害を被っているわけではないように思われる。しかし、反事実条件的比較説は、Eは害を被っている、と判定してしまう。というのも、Dの心変わりが生じていなかったならば、DはEに贈り物を渡していたはずなので、Eの福利はより高かっただろうからである。このように、反事実条件的比較説は、被害がないはずの事例を被害があると判定してしまうため、過剰包摂の問題も抱えている。以上のような検討から、Unruhは、反事実条件的比較説は被害の状態についての理論としてもっともらしくない、と結論づけている。

次に、被害の状態をめぐる二つ目の理論として、時点的比較説について確認しよう。これは、次のように定式化できる理論である（Unruh 2023: 893）。

《時点的比較説》

ある人が害を被っているのは、その人の福利が、過去のある時点よりも低下（worse off）している場合であり、かつその場合に限られる。

時点的比較説であれば、反事実条件的比較説が抱えていた過小／過剰包摂の問題を解決することができる。まず、時点的比較説は、【先回り】におけるBは害を被っている、と適切に判定する。というのは、Aに殴られる前のBの福利よりも、殴られて顔に傷を負った後のBの福利のほうが、低いからである。また、時点的比較説は、【益し損ない】におけるEは害を被っていない、と適切に判定する。というのは、Dが心変わりする前のEの福利と比べて、Dが心変わりした後のEの福利は、低下してはいないからである。このように、時点的比較説は、反事実条件的比較説が誤判定してしまう事例を、適切に判定できるのである。

しかし、Unruh (2023: 894)によれば、時点的比較説は、次のような事例に関して、過小包摂の問題を抱えている（cf. Carlson et al. 2022: 428; Thomson 2011: 445–446）。

【不幸な子供】

FはGを出産した。しかし、Gは生まれた時からずっと大きな苦痛を感じ続けていて、この状態が変わることはない。

この事例のGは、害を被っているように思われる。しかし、時点的比較説は、Gは害を被っていない、と判定してしまう。というのも、Gは同じ程度の苦痛を感じ続けているため、Gの福利は低下してはいない

からである⁸。このように、時点的比較説は、被害があるはずの事例について被害がないと判定してしまうため、過小包摂の問題を抱えているのである。

最後に、被害の状態をめぐる三つ目の理論として、非比較説について確認しよう。これは、次のように定式化できる理論である（Unruh 2023: 894）。

《非比較説》

ある人が害を被っているのは、その人が内在的に悪い状態にある（intrinsically badly off）場合であり、かつその場合に限られる。

ここで、内在的に悪い状態とは、比較によらずそれ自体で悪い状態のことであり、言い換えれば、福利の値が負であるような状態のことである。例えば、福利理論として快楽説が正しいとすると、ある人が快楽よりも苦痛のほうを多く経験しているのであれば、その人の福利の値は負なので、その人は内在的に悪い状態にあることになる。

この非比較説も、時点的比較説と同じように、反事実条件的比較説が抱えていた過小／過剰包摂の問題を解決することができる。まず、非比較説は、【先回り】における B は害を被っている、と適切に判定する。というのは、A に殴られて顔に傷を負うことによって、B の福利の値は負になっているからである。また、非比較説は、【益し損ない】における E は害を被っていない、と適切に判定する。というのは、D が心変わりしたとしても、E の福利の値は負にはなっていないからである。このように、非比較説は、反事実条件的比較説が誤判定してしまう事例を、適切に判定できるのである。

しかし、Unruh (2023: 894) によれば、非比較説もまた、次のような事例に関して、過小包摂の問題を抱えている（cf. Carlson et al. 2022: 425; Folland 2017: 16–17; Klocksiem 2012: 287）。

【快楽の抑制】

H は非常に大きな快楽を感じていた。しかし、I が H に快楽の程度を抑える薬を飲ませたことで、H はそれなりの快楽を感じるようになった。

この事例の H は、害を被っているように思われる。しかし、非比較説は、H は害を被っていない、と判定してしまう。というのも、その程度は抑制されたものの、依然として H は快楽を感じ続けており、H の福利の値は負ではなく正だからである。このように、非比較説は、被害があるはずの事例について被害がないと判定してしまうため、時点的比較説と同じように、過小包摂の問題を抱えているのである。

2.3 ハイブリッド説

以上で確認したように、被害の状態をめぐる代表的な理論は、いずれも問題を抱えている。そこで Unruh が提案するのが、時点的比較説と非比較説を組み合わせたハイブリッド説である。ハイブリッド説

8 出生前の G が福利をもっているとすれば、それと比べて出生後の G の福利は低下していると言えるのではないか、という疑問があるかもしれない。しかし、仮に出生前の胎児が福利をもつとしても、その値が低下することのない事例を考えることは可能であり、それは時点的比較説が過小包摂の問題を抱える事例であるはずだ。例えば、何らかの病気や脳の損傷のせいで快楽も苦痛も感じるのがなく、出生前からずっと福利がゼロであるような人は、害を被っているように思われるが、時点的比較説はこれを説明できないのである。以上の点を確認しておく必要性を指摘してくれた匿名の査読者に感謝する。

は、以下のように定式化される (Unruh 2023: 896) ⁹。

《害のハイブリッド説》

ある人が害を被っているのは、次の条件のうち、少なくとも一方を満たす場合であり、かつその場合に限られる。(i) その人が内在的に悪い状態にある。(ii) その人の福利の値は過去のある時点よりも低下している。

また、Unruh (2023: 898) によれば、これと対称的な仕方で、益についてのハイブリッド説も定式化される。

《益のハイブリッド説》

ある人が益を受けているのは、次の条件のうち、少なくとも一方を満たす場合であり、かつその場合に限られる。(i) その人が内在的に良い状態にある。(ii) その人の福利の値は過去のある時点よりも向上している。

そして、害のハイブリッド説は、時点的比較説と非比較説を選言的 (disjunctive) に組み合わせた理論であるがゆえに、それぞれの理論が抱えていた過小包摂の問題を解決することができる。まず、害のハイブリッド説は、【不幸な子供】における G は害を被っている、と適切に判定する。というのも、G は生まれた時から苦痛を感じており、その福利の値は負であるため、(i) の条件を満たすからである。また、害のハイブリッド説は、【快樂の抑制】における H は害を被っている、と適切に判定する。というのは、H が感じる快樂の程度は抑制されており、その福利は低下しているため、(ii) の条件を満たすからである。このように、害のハイブリッド説においては、時点的比較説と非比較説のうち、一方が適切に判定できない事例を他方が適切に判定することによって、それぞれが抱えていた過小包摂の問題が解決されるのである。

3 ハイブリッド説をめぐる論争

前節までで確認したように、Unruh のハイブリッド説は、反事実条件的比較説における過小／過剰包摂の問題と、時点的比較説と非比較説における過小包摂の問題を解決できる理論になっていた。しかし、Carlson et al. (2023) は、ハイブリッド説には過小／過剰包摂の問題が残っている、と批判している。そして、この批判に対しては、Unruh (2024) 自身が応答を行なっている。第3節では、この論争について確認し、Unruh の応答は成功していない、と指摘する。

3.1 過小包摂の問題

はじめに、過小包摂の問題をめぐる論争から確認しよう。Carlson et al. (2023: 750) によれば、次のような事例について、ハイブリッド説は問題を抱えてしまう。

⁹ Unruh (2023: 895–896) は、福利を向上させる要素の合計のことを「総合的な正の福利 (overall well-being)」と呼び、福利を低下させる要素の合計のことを「総合的な負の福利 (overall ill-being)」と呼び、これらを衡量したうえでの正味の福利のことを「厚生 (welfare)」と呼んでいる。そして、Unruh 自身による害のハイブリッド説の定式化において、(ii) で要求されるのは、厚生の低下ではなく正の福利の低下である。しかし、以下の議論には影響しないことと、説明の簡便さのため、本稿では厚生の低下が要求されるものとして定式化し、Unruh のいう厚生を単に「福利」と表記する。また、益のハイブリッド説についても同様である。

【暗殺者】

暗殺者である J は、眠っている K に薬を盛ることで、K を苦しめることなく殺した。もしも J が K を殺していなければ、K は幸福に長生きしただろう。

この事例の K は、害を被っているように思われる。しかし、ハイブリッド説は、K は害を被っていない、と判定してしまう。というのも、K は苦痛を感じていないため、(i) の非比較説の条件は満たされないからである。また、(ii) の時点的比較説の条件も満たされない。なぜなら、死後の時点における福利はゼロの値さえとらず無規定 (undefined) だ、という想定のもとでは、K の福利の値が低下したとは認められないからである (値の低下とはある値から別の値への変化のことなのだから)¹⁰。このように、Carlson らによれば、ハイブリッド説には、過小包摂の問題が残っているのである¹¹。

Carlson らによる指摘に対して、Unruh は、三つの応答を提示している。以下では、順に、応答の内容を確認したうえで、それが成功していないことを指摘したい。まず、第一の応答から検討する。この応答についての Unruh (2024: 295-296) の記述には不明瞭な部分があるものの、私の理解する限りでは、以下のようにまとめられる。それは、死は害ではないと認めつつ、このことはハイブリッド説にとって大きな問題ではないと主張する、というものである。Unruh (2024: 295) によれば、厳密な意味では、死んだ人は害を被ってはいない。しかし、ハイブリッド説においても、次のようなゆるい意味であれば、死は害だと認めることができる。すなわち、死は、生き続けたならば享受できたはずの利益を阻止するもの (prevention of benefits) であり、それゆえに死ぬ本人にとって悪いのだ。この考えは、死の悪さについての代表的な理論である剥奪説 (Deprivation Account) の主張と同じものである。Unruh によれば、ハイブリッド説は、剥奪説と両立可能であるし、剥奪説をサポートしさえするのである。

しかし、この応答は説得的ではない。というのは、Unruh の主張に反して、ハイブリッド説と剥奪説は両立しないからである。まず、Unruh も確認しているように、剥奪説とは、もし死が生じなかったならば人生全体の福利の合計はより高かったはずだ、という反事実条件的比較に訴えることで、死の悪さを説明する理論である。つまり、死の悪さについての剥奪説とは、その適用を死に限定したバージョンの反事実条件的比較説のことである (反事実条件的比較説が剥奪説の一般化である、と言ってもよい)。そして、第 2.2 節で説明したように、Unruh は、反事実条件的比較説をはっきりと斥けたうえで¹²、ハイブリッド説を提案していた。それゆえ、Unruh のハイブリッド説と剥奪説が両立することは (前者が後者をサポートすることも) ありえないのである。

10 死後の福利は無規定だ、という考えについては、佐々木渉 (2024b: secs. 3-4) と吉沢文武 (2024: secs. 4-6) による議論を参照。また、Carlson et al. (2023: 750-751) は、この考えを否定することで過小包摂の問題を解決しようとする応答を検討し、これも上手くいかないと指摘している。

11 次のような疑問が生じるかもしれない (この点は匿名の査読者からの指摘による)。すなわち、K は生きている最後の時点において〈生命機能の停止が避けられない〉という内在的に悪い状態にある、と考えることができるので、(i) の条件はもちろん、さらに前の時点と比較すれば (ii) の条件も満たされていると言えるのではないか、という疑問だ。しかし、このような考えに対しては、二つの問題が指摘できる。一つ目は、生命機能の停止が避けられない状態は内在的に悪い、という考え (そのような福利理論) は説得的でない、という問題である。二つ目は、生命機能の停止が避けられない状態は内在的に悪い、という考え (そのような福利理論) を前提しなければ死の害を説明できないのは、ハイブリッド説の欠点だ、という問題である。以下の本文では、これらとほとんど同じ問題を、Unruh による第二の応答と第三の応答に対してより詳細に指摘する。

12 Unruh は、論文の別の箇所でも、利益の阻止は害でないと明言している (Unruh 2023: 897-898)。

だが、Unruh の第一の応答は、もしかすると別の仕方理解すべきなのかもしれない¹³。というのも、Unruh (2024: 295) の記述は、死が利益の阻止だということを認めつつも、それが害だということを否定しているようにも理解できるからだ。この理解によれば、第一の応答においてハイブリッド説と両立するとされているのは、剥奪説全体ではなく、〈死は利益の阻止である〉という剥奪説の中心的なアイデアだけだということになる。そして、もしも第一の応答をこのように理解すべきなのだとすれば、すぐ上の私の指摘は、的を射ていないことになるだろう。

しかし、このように理解するとしても、第一の応答は説得的ではない。なぜなら、この理解のもとでは、これがそもそも応答になっているかが疑わしいからである。まず、あらためて強調しておけば、Carlson らの批判とは、害の理論は死の害を説明すべきだが、ハイブリッド説はこれを説明できない、というものであった。しかし、上で述べた仕方理解された第一の応答では、ハイブリッド説が死の害を説明できないという点を、そのまま認めることになってしまう。また、害の理論は死の害を説明すべきだというのは、Carlson らだけではなく、害の哲学において広く受け入れられてきた考えである (cf. Bradley 2012: 400–401, 410; Feit 2023: 19–20, 51, 180; Folland 2017: 17–18; Shiffrin 2012: 360–361)。直観的に言って、死は明らかに重大な害であるし、〈死を防ぐべきだ〉とか〈死を恐れることは適切だ〉といった常識的な考えは、まずもって死が害であることによって根拠づけられているだろうからだ (cf. 佐々木 2024a: 184)。そのため、死の害を否定しつつ、死は利益の阻止であると主張したとしても、これによって問題が緩和されているようには思われないのである¹⁴。

第二の応答は、(ii) の時点的比較説の条件が満たされるため死は害である、というものである。Unruh (2024: 296) は、J. J. Thomson (2011: 444–445) の主張を参照しつつ、次のように考えることも可能だと述べている。まず、ある時点においてその後も生き続ける可能性 (prospect of a continued life) を持っているかどうかは、その時点における福利に影響する。つまり、この可能性を持っていることはその人の福利に寄与するし、この可能性を失うならばその人の福利は損なわれる。そして、この考えが正しいとすれば、【暗殺者】の K の福利は、まだ生き続ける可能性を持っていた時点よりも、生き続ける可能性を失った時点（死ぬことが決まった時点）のほうが低い、ということになる。そのため、(ii) の条件が満たされており、K は害を被っていると判定されるのである。

しかし、生き続ける可能性を持っているどうか福利に影響する、という考えは説得的ではないため、

13 以下で述べる第一の応答の別の理解については、匿名の査読者から有益な指摘を受けた。ここで、一つ目の理解が可能に思われる理由について、ごく簡単に補足しておく。まず、先にも述べたように、Unruh (2024: 295) の説明の中には、ハイブリッド説と剥奪説は両立可能であるし、前者が後者をサポートする、といった記述がある。また、次の注 14 でも説明するように、Unruh (2024: 295–296) の主張の中には、利益の阻止は害である、という直観のもっともらしさを認めている部分もあるように思われる。さらに、これもすぐ後の本文で述べるように、以下で述べる理解では、Unruh の主張が Carlson らの批判に対する応答になっているかが、そもそも疑わしくなってしまう。とはいえ、一つ目の理解では、注 14 で確認する Unruh の主張の理解が難しくなってしまうかもしれない（この点も査読者からの有益な指摘による）。私が Unruh の記述に不明瞭さを感じているのも、こういった事情からである。

14 なお、Unruh (2024: 295–296) は、第一の応答の説明に続いて、利益の阻止が害とみなされがちな理由を推察している。その推察によれば、利益を阻止する行為はしばしば道徳的に不正な行為でもあり、かつ道徳的不正性と有害性の間には密接な関係があるため、利益を阻止する行為は有害な行為だとみなされがちなのだという。しかし、ここで Unruh は、利益の阻止は害である、という直観のもっともらしさを明らかに認めている。そのため、仮にこの推察が正しいとすれば、なおのこと、ハイブリッド説が死の害を説明できないことは問題含みに思われる。また、Unruh の推察によれば、行為は道徳的に不正であるがゆえに有害とみなされがちだ、ということになるが、行為は有害であるがゆえに道徳的に不正である、という逆向きの考えのほうが説得的だろう (cf. Folland 2017: 1, 11; Harman 2009: 137–138; 吉沢 2013: 42)。さらに、Unruh の推察では、不正な行為によらない利益の阻止も害である、という直観を説明できない。例えば、病気で若者が死んだ場合、その死は若者にとって害であるはずだ。しかし、この若者の死は、道徳的に不正な行為（例えば生き続ける権利を侵す行為）によって生じたものではない。それゆえ、Unruh の説明では、この若者の死の害を適切に扱えないのである。付言すると、ここで示唆されている〈道徳的不正性が有害性を基礎づける〉という考えは、〈福利に対する特定の影響が有害性を基礎づける〉というハイブリッド説の考えとは別物であり、また相容れないはずである（この点も私が Unruh の主張を不明瞭だと考える理由の一つである）。

第二の応答も成功していない¹⁵。この考えの問題を確認するために、先の【暗殺者】と次の【暗殺者 α 】を比較してみたい。

【暗殺者 α 】

暗殺者である J は、眠っている K に薬を盛ることで、K を苦しめることなく殺そうとした。しかし、J 自身は気づいていなかったものの、J が持っていたのは偽薬であったので、K が死ぬことはなかった。

比較しやすくするために、J が薬を盛った時点を t_0 として、【暗殺者】において K が死ぬ時点を t_1 としよう。また、【暗殺者】では、J が薬を盛った t_0 において K が死ぬことが決まった、と想定しよう。第二の応答によれば、【暗殺者】と【暗殺者 α 】は、それぞれ次のように説明される。一方で、【暗殺者】では、 t_1 において K は死ぬため、 t_0 における K は生き続ける可能性を失っており、その福利は損なわれている（例えばその値は 10 である）。他方で、【暗殺者 α 】では、 t_1 において K が死ぬことはないため、 t_0 における K は生き続ける可能性を持っており、その福利は損なわれていない（例えばその値は 20 である）。つまり、【暗殺者】と【暗殺者 α 】では、 t_0 における K の福利の値が異なっている。しかし、 t_0 における K の状態に（あるいは t_0 において成立している事態に）注目してみると、二つの事例の間には一切の違いがない。どちらの事例においても、 t_0 における K は、健康に眠っているだけである。そして、そうであれば、 t_0 における K の福利についても、一切の違いがないと考えるほうがもっともらしいだろう。以上の比較から分かるように、生き続ける可能性を持っているどうかは福利に影響する、という考えはもっともらしくない。したがって、この考えに訴える第二の応答は、成功しないのである。

以上の批判は、第二の応答は福利についての内在主義（internalism）に反しているため説得的でない、と表現することもできるだろう。ここでいう内在主義とは、ある時点におけるある人の福利は、その時点において成立している事態のみによって決定される、という主張のことである（Bradley 2009: 18; cf. Feit 2023: 15–16）。例えば、単純な快楽説においては、ある時点におけるある人の福利は、その時点においてその人が快楽と苦痛をどの程度感じているか、ということのみによって決定される。そのため、単純な快楽説は、内在主義と整合的である。しかし、Unruh の第二の応答によれば、ある時点におけるある人の福利は、未来においてその人が生き続けているかどうかによって変化することになる。したがって、第二の応答は、内在主義に反しているがゆえに、もっともらしくないのである。

この指摘に対しては、内在主義を拒否する、という再応答があるかもしれない。あるいは、第二の応答は内在主義に反していない、という再応答もあるかもしれない¹⁶。第二の応答の支持者は、現在の福利に影響するのは、〈未来において生き続けているかどうか〉ではなく、〈未来において生き続ける可能性を現在において持っているかどうか〉である、と主張するかもしれないからだ。しかし、仮に内在主義がそもそも誤りであったとしても、あるいは第二の応答と内在主義が両立しているとしても、第二の応答には明らかなコストがある。それは、害の理論が満たすべき要件の一つである価値論的中立性（axiological neutrality）を、ハイブリッド説が満たせなくなってしまう、というコストである。Unruh (2023: 891) も受け入れているこの要件によれば、害の理論は、特定の福利理論を前提としてはならないとされている（Bradley 2012: 394）。そして、第二の応答をとったハイブリッド説は、一部の代表的な福利理論—— 例え

15 Thomson の主張に対しては、M. Rabenberg (2015: 18–19) による批判もある。その批判の中でも特に重要に思われるのは、次の点だ。まず、福利を構成する要素—— 例えば快楽や欲求充足 —— はそれ自体で望ましいものだ（desirable for their own sakes）、という考えはもっともらしい。しかし、未来において生き続けてこれらの要素を獲得する可能性は、それ自体で望ましいものではない。なぜなら、その可能性が望ましいのは、それらの要素が望ましいことのおかげだからである。したがって、その可能性自体は、福利を構成する要素ではないのである。

16 この再応答の可能性は、匿名の査読者から指摘されたものである。

ば内在主義に忠実である単純な快樂説——と両立しないことになるため、価値論的中立性を満たしていない。他方で、その他の害の理論、とりわけ Unruh が乗り越えようとした非ハイブリッド的な理論は、代表的な福利理論と両立するため、価値論的中立性を満たしている。したがって、仮に上の指摘が上手くいっていないとしても、第二の応答をとるハイブリッド説は価値論的中立性に関するコストを負っている、とは指摘できるのである。

第三の応答は、(i) の非比較説の条件が満たされるため死は害である、というものである。まず、非比較説の支持者である E. Harman (2009: 139) は、内在的に悪い状態のリストを提示しており、その項目のうちに、苦痛や障害などに加えて死を含めている。そして、Unruh (2024: 296) によれば、ハイブリッド説も、Harman のリストを採用することができる。つまり、死ぬ当人は、死という非比較的な害を被るため、(i) の条件が満たされるのである。

しかし、この第三の応答も成功していない。まず、非比較的な害のリストには死が含まれる、と主張するだけでは、応答として不十分である。というのも、この応答が許されるのであれば、どんな反例が提示されたとしても、適当な項目を挙げてそれもリストに含まれると主張するだけで、簡単に反例を回避できることになってしまうからだ。アドホックでない仕方では第三の応答をするためには、死を含めたそれらの項目だけがリストに含まれる理由について、説明が必要になるのである¹⁷。しかし、仮に説明が与えられたとしても、第三の応答にはコストがある。それは、先にも言及した価値論的中立性の要件を満たせなくなってしまう、というコストである (Carlson et al. 2023: 750)。あらためて確認しておく、非比較説における内在的に悪い状態とは、比較によらずそれ自体で悪い状態のことであり、言い換えれば、福利の値が負であるような状態のことであった。そのため、Unruh が依拠している Harman の主張とは、負の福利を構成する要素に死が含まれる、というものである。しかし、この主張は、快樂説や欲求充足説といった代表的な福利理論と両立しない。それゆえに、第二の応答と同じく、第三の応答も、価値論的中立性の要件を満たせないのである。

3.2 過剰包摂の問題

次に、過剰包摂の問題をめぐる論争について検討する。Carlson et al. (2023: 751–752) によれば、次のような事例について、ハイブリッド説は問題を抱えてしまう。

【良い薬】

時点 t_0 において、L の福利の値はゼロである。しかし、この時 M が L にある薬を飲ませたことで、 t_1 における L の福利の値は 10 にまで上昇し、さらに t_2 以降における L の福利の値はずっと 1 に保たれた。もしも M がその薬を飲ませていなければ、L の福利の値は t_0 以降ずっとゼロだっただろう¹⁸。

この事例の L は、害を被っていないように思われる。しかし、ハイブリッド説は、L は害を被っている、と判定してしまう。というのも、 t_1 における 10 の福利から t_2 以降における 1 の福利へと、L の福利は低下しているため、(ii) の時点的比較説の条件が満たされるからである。このように、ハイブリッド説には、過剰包摂の問題も残っているのである。

17 なお、ハイブリッド説の支持者が、非比較的な害（内在的に悪い状態）のリストに死が含まれる理由を説明するためには、小さくない負担がかかるはずだ。なぜなら、T. Nagel (1979: ch. 1) 以降の死の哲学においては、死は内在的に悪くない、という考えのほうで支配的だからである (cf. Bradley 2012: 400–401; Carlson et al. 2023: 750; Feit 2023: 7, 51; Johansson & Risberg 2023: 516)。

18 Carlson et al. (2023: 751) の事例と、Unruh (2024: 292) によるその簡略版を参考にした。

Carlson らによる指摘に対して、Unruh (2024: 292-294) は、以下の二つの主張をすることで応答している。第一の主張は、L が害を被っているというハイブリッド説の判定は正しい、というものである。そして、第二の主張は、L の被害の状態について、L は害を被っていないと我々が誤って考えてしまう原因は、M の行為の有害性についての判断から影響を受けてしまっているからだ、というものである。これら二つの主張について、順に確認していこう。

まず、Unruh (2024: 292) は、第一の主張のために、【良い薬】と次の【悪い薬】を比較している。

【悪い薬】

時点 t_0 において、L の福利の値はゼロであったが、 t_1 において、たまたま L の福利の値は 10 にまで上昇した。しかし、M が L にある薬を飲ませたことで、 t_2 において L の福利の値は 1 にまで低下し、それ以降もずっと 1 に保たれた。もしも M がその薬を飲ませていなければ、L の福利の値は t_2 以降もずっと 10 だっただろう。

Unruh によれば、【悪い薬】では、L は害を被っているはずである。そして、【悪い薬】と【良い薬】は、 t_1 から t_2 にかけて L の福利が 10 から 1 へと低下している、という点において一切の違いはない。そして、そうであれば、【良い薬】における L も害を被っているはずである。したがって、【良い薬】についてのハイブリッド説の判定は正しかったのである。

では、どうして【良い薬】の L は、害を被っていないように思われるのだろうか。Unruh の第二の主張によれば、その原因は、行為の有害性についての判断からの影響にある。すなわち、【良い薬】は、L は害を被っているが、M の行為は L を害していない事例であり、後者についての正しい判断が、前者についての誤った判断を導いてしまっているのだ。まず、Unruh によれば、【良い薬】の M の行為は、L を害していない。第 2.1 節で確認したように、ある行為が誰かを害するためには、その行為と被害の状態の間に適切な関係が成り立っている必要があるのだ。しかし、Unruh (2024: 293) によれば、【良い薬】の M の行為は、 t_2 以降における L の被害の状態と、適切に関係していない。というのも、M の行為の影響（薬の効果と言ってもよい）には、 t_1 における福利の上昇は含まれるが、 t_2 における福利の低下は含まれないからである。Unruh によれば、 t_2 における福利の低下は、薬の効果によるものではなく、薬の効果が切れたことによるものなのだ。さらに、この点は、【悪い薬】との比較によって、より明確になる。というのも、Unruh によれば、【悪い薬】では、M が飲ませた薬の効果によって t_2 において L の福利が低下しており、M の行為と L の被害の状態の間には適切な関係が成立しているため、M の行為は L を害していると言えるからである。このように、【良い薬】では M の行為は L を害していないが、【悪い薬】では M の行為は L を害している。そして、この違いゆえに、【良い薬】の L について、害を被っていないという誤った判断がなされてしまうのである。

しかし、Unruh による以上の応答は、成功しているようには思われない。なぜなら、第一の主張と第二の主張それぞれについて、問題があるからである。はじめに、【良い薬】の L は害を被っている、という第一の主張は、やはりもっともらしくないように思われる。たしかに、 t_2 において L の福利が低下しているという点では、【良い薬】と【悪い薬】に違いはない。しかし、もしもそうでなかったならばどうだったか、という反事実条件的な観点からすれば、【良い薬】と【悪い薬】には大きな違いがある。一方で、【良い薬】では、もしも薬を飲まされていなかったならば、 t_2 以降における L の福利は、1 ではなくゼロだったはずである。他方で、【悪い薬】では、もしも薬を飲まされていなかったならば、 t_2 以降における L の福利は、1 ではなく 10 だったはずである。そして、この違いを考慮するならば、【良い薬】の L は害を被っていないが（むしろ益を享受しているが）、【悪い薬】の L は害を被っている、という判断のほうが、直観適合的

に思われる。

もちろん、第2.2節で確認したように、Unruhは被害の状態をめぐる理論としては反事実条件的比較説を拒否しているものであり、このことを考えれば、反事実条件的比較説を積極的に擁護する議論を展開しない限り、以上のような指摘は十分ではないだろう¹⁹。しかし、そうだとすると、Unruhによる第二の主張のほうには、また別の問題がある。第二の主張で鍵となっていたのは、【良い薬】ではMの行為はLを害していないが、【悪い薬】ではMの行為はLを害している、という点であった。そして、この違いが生じるのは、【良い薬】におけるMの行為の影響（薬の効果）には、 t_1 におけるLの福利の上昇は含まれるが、 t_2 におけるLの福利の低下は含まれず、Mの行為とLの被害の状態の間には適切な関係が成立していないからであった。しかし、この主張はもっともらしくない。なぜなら、そもそもCarlsonらは、Mの行為の影響に t_2 における福利の低下も含まれるような事例として、【良い薬】を提示しているからである。Carlsonらによれば、Mの行為と t_2 以降のLの状態の間には、適切な関係の候補はなんであれ成立している（Carlson et al. 2023: 752）。すなわち、Mの行為がLの状態を惹起したというのも、Lの状態がMの行為に反事実条件的に依存している——もしもMが薬を飲ませていなければ、 t_2 以降におけるLの福利は1ではなくゼロだっただろう——というのも、Mの行為がLの状態を部分的に説明するというのも、どれももっともらしい。それゆえ、Carlsonらが意図した設定では、【良い薬】とは、Mの行為がLを害している事例のはずなのである。また、仮に【良い薬】については、Carlsonらが意図した設定になっていないのだとしても、意図に沿うような事例、すなわちMの行為の影響に t_2 におけるLの福利の低下も含まれるような事例へと修正することは（あるいはそのような新しい事例を作成することは）、容易いはずだ²⁰。このように、Unruhの応答は、第一の主張だけでなく第二の主張にも、問題を抱えているのである。

以上で示したように、Unruhの応答には問題がある。しかし、さらに別の応答があるかもしれない。それは、【良い薬】を評価する際に、 t_1 以外の時点における福利を基準とするならば、ハイブリッド説の(ii)の条件が満たされることはない、というものである。Carlsonらの批判では、 t_1 における10の福利を基準として、 t_2 以降における1の福利を評価していたために、Lの福利は低下していると判定されていた。しかし、MがLに薬を飲ませた時点である t_0 におけるゼロの福利を基準として、 t_2 以降における1の福利を評価するならば、Lの福利はむしろ向上していると判定することができる。そのため、この基準を採用するならば、(ii)の条件が満たされることはなく、ハイブリッド説が過剰生成の問題を抱えることはないのである。くわえて、このような基準が適切でありうるというのは、Unruh (2024: 294) も認めていることである。

しかし、Carlsonらによれば、行為がなされた時点を経験として(ii)の条件を判定する、という考えには問題がある（Carlson et al. 2023: 752 fn. 8）。この批判のポイントを確認するために、【悪い薬】に行為時点に関する修正を加えた次のような事例を考えることにしよう。

【悪い薬 a】

時点 t_0 において、Lの福利の値はゼロであったが、 t_1 において、たまたまLの福利の値は10にまで上昇した。しかし、 t_0 においてMがLにある薬を飲ませていたことで、 t_2 においてLの福利の値は1にまで低下し、それ以降もずっと1に保たれた。もしも t_0 においてMがその薬を飲ませていなければ、Lの福利の値は t_2 以降もずっと10だっただろう。

19 Unruhが指摘している問題から反事実条件的比較説を擁護する議論として、例えばFeit (2019: sec. 4) と Klocksien (2012: sec. 5) を参照。

20 Unruh (2024: 293) 自身が提示している【二つの効果の薬 (Two-Way Pill)】という事例は、まさにこのような事例に思われる。また、Unruh (2024: 294) の記述の中には、 t_2 における福利の低下が行為の影響に含まれる、と認めているような記述もある。

元々の【悪い薬】では、MがLに薬を飲ませるのは、Lの福利が10に上昇した t_1 においてであった。他方、【悪い薬 a 】では、Lの福利が上昇する前の時点、まだ福利がゼロである t_0 において、MがLに薬を飲ませている。そして、【悪い薬】と同様に、【悪い薬 a 】でも、Mの行為によってLは害を被っているように思われる。というのは、どちらの事例でも、Mが飲ませた薬の効果によって、 t_2 においてLの福利が低下しているからである。しかし、行為がなされた時点基準として(ii)の条件を判定する、という考えを採用したハイブリッド説は、【悪い薬 a 】のLが害を被っていると認めることができなくなってしまう。なぜなら、Mの行為がなされた時点 t_0 におけるゼロの福利を基準として、 t_2 以降におけるLの福利を評価するならば、Lの福利はむしろ向上しているからだ。したがって、この考えは説得的ではなく、これに訴えるさらなる応答も成功していないのである。

第3節全体の議論をまとめておこう。まず、第3.1節では、【暗殺者】の事例に訴えた、過小包摂に関するハイブリッド説批判を検討した。Carlsonらによる批判に対して、Unruhは三つの応答を提示していたが、どの応答も説得的ではなかった。次に、第3.2節では、【良い薬】の事例に訴えた、過剰包摂に関するハイブリッド説批判を検討した。この批判に対するUnruhの応答は、二つの主張から成っていたが、どちらの主張にも問題があった。また、(ii)の条件を評価する際の基準を再考する、というさらに別の応答にも問題があった。以上の検討より、Unruhのハイブリッド説には過小／過剰包摂の問題が残っている、と結論することができる。

とはいえ、以上の議論からは、Unruhのハイブリッド説を斥けるべきだ、とまでは結論できないかもしれない。というのも、例えばいくつかの論点に関しては、ハイブリッド説は他の理論よりもコストが大きい、といった指摘しかできていないからである。だが、ハイブリッド説が抱えている問題は、Carlsonらが指摘する過小／過剰包摂の問題だけではない。第4節では、ハイブリッド説のさらなる問題として、統一性の問題と不確定性の問題を指摘する。この指摘によって、ハイブリッド説の説得力をさらに削ぐことができるだろう。

4 さらなる問題

4.1 統一性の問題

はじめに、統一性(unity)の問題について説明する。害の哲学では、害の理論は統一性と呼ばれる要件を満たさなければならない、とされている(Bradley 2012: 395)。この要件によれば、害の理論は、有害なものリストを単に提示したり、それらをアドホックに説明したりするのではなく、害の共通の中核(common core)——害がある事例は共通して備えているが、害がない事例は備えていないような特徴——を特定することによって、害を統一的に説明しなければならない。しかし、Unruhのハイブリッド説がこの要件を満たしているかは疑わしい。というのも、ハイブリッド説では、(i)の条件だけを満たすことで被害があると判定される事例と、(ii)の条件だけを満たすことで被害があると判定される事例が存在しており、これらの事例の間には、共通する特徴がないように思われるからである。他方で、Unruhが批判していた代表的な害の理論は、どれも統一性の要件を満たしている。例えば、非比較説では、被害があると判定される事例はすべて、〈その人が内在的に悪い状態にある〉という単一の条件を満たしているため、これがすべての害に共通する特徴になっている。したがって、統一性の要件を満たせない、

という問題は、ハイブリッド説に特有の問題なのである²¹。

このような懸念に対して、Unruh (2023: 896) は、(i) の条件を満たすことで害を被る場合と、(ii) の条件を満たすことで害を被る場合には、共通の要素があるため、ハイブリッド説は統一性の要件を満たしている、と反論している。その共通の要素とは〈福利が不利な影響を受けること (welfare is adversely affected)〉である。Unruh によれば、内在的に悪い状態に陥り福利の値が負になることと、過去の時点よりも福利が低下することは、同じ〈福利が不利な影響を受けること〉の二つの様態なのである。

しかし、私の考えでは、この反論はもっともらしくない。なぜなら、不利な影響という概念には曖昧さがあるため、この概念に訴えるだけでは、統一性の要件を適切に満たしたことになるからである。また、仮に不利な影響という概念に訴えることで統一性の要件を満たせるならば、明らかにアドホックな理論さえ、この要件を満たせることになってしまう。以下では、これらの点について、順に説明を加える。

まず、不利な影響という概念は、その内実が曖昧である、という点から確認しよう。すぐ上で述べたように、Unruh (2023: 896) によれば、非比較説で考慮される福利への影響（福利が負になること）や、時点比較説で考慮される福利への影響（福利が低下すること）は、不利な影響に含まれる。しかし、反事実条件的比較説で考慮される福利への影響は、不利な影響に含まれないという。つまり、ある行為がなされたせいで、その行為がなかったならば享受していたはずの福利よりも小さな福利しか享受できなかった、といった福利への影響は、不利な影響ではないのである。他方で、Carlson らは、反事実条件的比較説で考慮される福利への影響までもが不利な影響に含まれる、と主張している (Carlson et al. 2023: 750, 750 fn. 4, 753; Johansson & Risberg 2023: 512–513, 526–527, 533)。つまり、不利な影響という概念は、どのような影響がそれに含まれるかをめぐって不同意が生じているような、その内実が曖昧な概念なのだ。そして、そうであれば、この概念に訴えるだけでは、統一性の要件を十分に満たしたことはならないように思われる。なぜなら、不利な影響という概念の内実が曖昧であるならば、これによって害の共通の中核が特定できているかどうか、明らかとは言えないからである。

この指摘に対しては、次のような反論があるかもしれない。すなわち、たしかに不利な影響という概念の内実をめぐって不同意は生じているのだが、それは一方の側の理解が誤っているせいであり、この概念に曖昧なところはない、という反論である。しかし、反事実条件的比較説で考慮される影響までもが不利な影響に含まれる、という Carlson らの理解が正しいとしても、これは不利な影響に含まれない、という Unruh の理解が正しいとしても、ハイブリッド説にとっての問題は残り続ける。まず、Carlson らの理解が正しいのであれば、ハイブリッド説は、反事実条件的比較説で考慮される影響が生じている事例（例えば【暗殺者】）について、福利が不利な影響を受けていて、それゆえ被害がある事例に共通する特徴を備えているはずにもかかわらず、ハイブリッド説においては被害が認められない理由を、説明しなければならない。また、Unruh の理解が正しいのであれば、ハイブリッド説は、反事実条件的比較説で考慮される影響について、それが明らかに不利な影響に思われるにもかかわらず——例えば、Carlson et al. (2023: 750) が述べるように、【暗殺者】の K が福利に不利な影響を受けているのは明らかだ——、そうではないと考えるべき理由を、説明しなければならない。つまり、どちらの理解が正しいとしても、不利な影響という概念を持ち出すだけでは、害の統一的な説明として不十分なのである。

また、もしも不利な影響という概念に訴えることで統一性の要件を満たせるならば、明らかにアドホッ

21 害の哲学において最も重視されているのは外延的十全性の要件であって、統一性の要件ではない。そのため、Unruh (2023: 896) も示唆しているように、ハイブリッド説が統一性の要件を満たせないとしても、外延的十全性の要件をより良く満たせるのであれば、より優れた害の理論としてこれを擁護することは可能だろう（この点に言及しておく必要性を指摘してくれた匿名の査読者に感謝する）。ただし、第3節で指摘したように、ハイブリッド説にも過小／過剰包摂の問題は残っているため、このような擁護がうまくいくかは疑わしい。

クな理論さえも、この要件を満たせることになってしまう。例えば、反事実条件的比較説と時点的比較説、非比較説を、選言と連言を交えながら複雑に組み合わせたような理論も、この要件を満たせることになる。あるいは、「福利の値がマイナス 100 以下であるか、過去のある時点よりも福利が 5 割以上低下している」といった、根拠がなさそうな条件を設ける恣意的な理論も、少なくとも統一性の要件に関しては、これを満たせることになる。なぜなら、これらの条件を満たすことも、福利が不利な影響を受ける様態の一つではあるからだ。しかし、以上のような理論が統一的な説明を与えていないというのは明らかだろう。そして、そうであれば、Unruh のハイブリッド説もまた、統一的な説明を与えてはいないように思われるのである。

4.2 不確定性の問題

次に、不確定性の問題について説明する。これは、Unruh のハイブリッド説において、被害があるか確定しない事例（以下、不確定事例）がある、という問題である。第 2.2 節で触れた次の事例を再び使って説明しよう。

【快樂の抑制】

H は非常に大きな快樂を感じていた。しかし、I が H に快樂の程度を抑える薬を飲ませたことで、H はそれなりの快樂を感じるようになった。

まず、ふりかえると、この事例の H は害を被っているように思われるにもかかわらず、非比較説ではそれが適切に判定できないのだった。これに対して、害のハイブリッド説であれば、(ii) の時点的比較説の条件——その人の福利の値は過去のある時点よりも低下している——が満たされるため、H が害を被っていると適切に判定できるのであった。しかし、Unruh の理論においては、H は益を受けているとも判定されてしまう。というのも、第 2.3 節で確認したように、Unruh (2023: 898) は、害についてだけでなく、益についてもハイブリッド説を提唱しているからだ。益のハイブリッド説によれば、ある人が益を受けているのは、(i) その人が内在的に良い状態にあるか、(ii) その人の福利が過去のある時点よりも向上している場合であり、かつその場合に限られる。そして、H は、(i) の条件を満たすため、益を受けていると判定される。それゆえ、Unruh の理論では、H は害を被っていると同時に益を受けていることになるのである。

さらに、Unruh (2023: 899, 901) は、このような場合には、総合的 (overall) な意味で害を被っているか益を受けているかは確定できない、と主張している。というのも、(i) の条件によって評価される非比較的な害益と、(ii) の条件によって評価される時点比較的な害益は、衡量することができないからである。一方で、(i) の条件によって害益を評価する際には、内在的に良くも悪くもない状態、すなわちゼロの福利を基準として、この基準からどれほど離れているかが評価される。他方で、(ii) の条件によって害益を評価する際には、過去のある時点における福利の値を基準として、この基準からどれほど変化したかが評価される。つまり、二つの条件は、そもそも基準が異なっている。それゆえ、(i) の条件によって評価された害益と、(ii) の条件によって評価された害益は、衡量することができないのである。したがっ

て、Unruh の理論においては、不確定事例の存在を認めざるをえないのだ²²。

しかし、不確定事例は、Unruh が認識している以上に深刻な問題である。まず、被害があるか確定しない場合がある、という主張はやはり奇妙に思われる²³。もちろん、一応の (pro tanto) 害を被っていると同時に一応の益を受けているような場合がある、という主張までであれば自然だろう。しかし、このような場合でも、結局すべてを考慮したうえで害を被っているのか益を受けているのかは、確定しているように思われる。そして、被害があるか確定しない場合がある、という主張は、非ハイブリッド的なその他の理論からは出てこない。それゆえ、この点において、ハイブリッド説はその他の理論よりも劣っているのである。

さらに、不確定事例を認めることは、行為の道徳的評価が確定できない、というさらなる問題をも招いてしまう。まず、第 2.1 節などで触れたように、Unruh によれば、ある人が害を被っているということは、ある行為がその人を害していると言えるための必要条件である。それゆえ、Unruh の理論において、被害があるか受益があるかが不確定な事例とは、行為が相手を害しているか益しているかも不確定な事例だということになってしまう²⁴。例えば、【快樂の抑制】においては、H が害を被っているか益を受けているかが不確定だけでなく、I が H を害しているか益しているかも不確定なのである。さらに、そうだとすれば、このような行為の道徳的評価も確定できないことになるはずだ。I が H を害しているのなら、I の行為は道徳的に不正であるように思われるが、I が H を益しているのなら、I の行為は道徳的に許されるように思われるからである。このように、被害についての不確定事例を認めることは、行為の道徳的評価についての不確定事例を認めることにつながるため、これらを避けられない Unruh のハイブリッド説には問題があるのである²⁵。

5 おわりに

本稿の議論をまとめよう。Unruh のハイブリッド説は、反事実条件的比較説や時点的比較説、非比較説の抱える過小／過剰包摂の問題を、うまく解決できる理論として提案されている。しかし、Carlson らが指摘するように、ハイブリッド説には過小／過剰包摂の問題が残ってしまっている。また、これらの指摘

22 Unruh 自身の主張には反するが、次のような応答があるかもしれない（この点は匿名の査読者からの示唆による）。すなわち、(i) の条件に照らした害益の評価と (ii) の条件に照らした害益の評価が衝突する際には、どちらか一方の評価が優先されればよい、という応答である。例えば、後者の評価が優先されれば、【快樂の抑制】の H は害だけを被っていることになるため、不確定性の問題は回避される。しかし、この応答にはいくつかの問題がある。まずもって、この応答はアドホックである。不確定性の問題を回避すること以外に、一方の条件に照らした評価を優先すべき理由などないと思われるからだ。また、この応答には過小包摂の問題もある。例えば、(i) の条件に照らした評価を優先した場合には、【快樂の抑制】の H が害を被っていることを説明できなくなってしまうし、(ii) の条件に照らした評価を優先した場合には、【不幸な子供】の G が害を被っていることを説明できなくなってしまうのだ。くわえて、第 2.3 節で確認したように、これらを説明することこそが、Unruh がハイブリッド説を提案した理由であった。つまり、この応答は、ハイブリッド説のそもそものモチベーションに反しているのである。

23 ここで私が批判しているのが、〈我々の認識能力の限界ゆえに、被害があるかについて確定的な判断ができない場合がある〉という主張ではないことに注意されたい。このような事例の存在は、誰もが認めることだろう。私が否定しているのは、〈客観的な事実の問題として、被害があるか確定しない場合がある〉という主張である。仮に我々の認識能力に限界がなく、レレヴァントな事実について完全な知識が得られたとしてもなお、ハイブリッド説のもとでは、被害があるか確定できない場合が存在することになってしまうのだ。

24 Unruh (2023: 900–901) は、【快樂の抑制】と同様に比較的な被害と非比較的な受益が同時に存在している別の事例をめぐって、被害か受益かを確定できないとしても、行為の有害性を認めることはできるので問題はない、と主張している。そして、その理由は、比較的な意味での被害があり、この被害と行為の間に適切な関係が成立している以上、行為の有害性の必要条件は満たされているから、というものである。しかし、Unruh の立場では、これとまったく対称的な仕方、非比較的な意味での受益に基づいて、行為の有益性も認められるはずだ。したがって、行為が有害か有益かを確定できないという問題は、Unruh の議論では解決されていないのである。

25 別の理論をめぐる議論ではあるが、行為の道徳的評価の確定性と両立しないことを、害の理論の問題として指摘する議論として、Bradley (2012: 407–408) と Johansson & Risberg (2023: 525) を参照。

に対する Unruh の応答は、どれも説得的なものではない。さらに、ハイブリッド説は、統一性の問題と不確定性の問題まで抱えている。以上の検討より導かれる本稿の結論は、Unruh のハイブリッド説は説得的でない、というものである。

謝辞

本稿は、応用哲学会第17回年次研究大会での発表に基づいている。発表の際にコメントをくださった方々に感謝する。また、一橋大学の吉沢文武ゼミと井頭昌彦ゼミでコメントをいただいた教員と院生の諸氏、および二名の匿名査読者にも感謝する。

参考文献

- Bradley, B. 2009. *Well-Being and Death*. Oxford University Press.
- Bradley, B. 2012. "Doing Away with Harm." *Philosophy and Phenomenological Research*, 85 (2): 390–412.
- Carlson, E., Johansson, J., & Risberg, O. 2022. "Causal Accounts of Harming." *Pacific Philosophical Quarterly*, 103 (2): 420–445.
- Carlson, E., Johansson, J., & Risberg, O. 2023. "Unruh's Hybrid Account of Harm." *Theoria*, 89 (5): 748–754.
- Feit, N. 2019. "Harming by Failing to Benefit." *Ethical Theory and Moral Practice*, 22 (4): 809–823.
- Feit, N. 2023. *Bad Things: The Nature and Normative Role of Harm*. Oxford University Press.
- Folland, A. 2017. "The Dual Nature of Harm: In Defence of the Disjunctive View." Master Thesis, Department of Philosophy, Linguistics and Theory of Science, University of Gothenburg.
- Gardner, M. 2021. "What Is Harming?" In McMahan, J., Campbell, T., Goodrich, J., & Ramakrishnan, K. eds. *Principles and Persons: The Legacy of Derek Parfit*. Oxford University Press. 381–395.
- Hanser, M. 2009. "Harming and Procreating." In Roberts, M. A., & Wasserman, D. T. eds. *Harming Future Persons: Ethics, Genetics and the Nonidentity Problem*. Springer. 179–199.
- Harman, E. 2009. "Harming as Causing Harm." In Roberts, M. A., & Wasserman, D. T. eds. *Harming Future Persons: Ethics, Genetics and the Nonidentity Problem*. Springer. 137–154.
- Johansson, J., & Risberg, O. 2023 "A Simple Analysis of Harm." *Ergo*, 9 (19): 509–536.
- Klocksiem, J. 2012. "A Defense of the Counterfactual Comparative Account of Harm." *American Philosophical Quarterly*, 49 (4): 285–300.
- Nagel, T. 1979. *Mortal Questions*. Cambridge University Press. [永井均（訳）1989.『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房.]
- Rabenberg, M. 2015. "Harm." *Journal of Ethics and Social Philosophy*, 8 (3): 1–32.
- Shiffrin, S. V. 2012. "Harm and Its Moral Significance." *Legal Theory*, 18 (3): 357–398.
- Tadros, V. 2014. "What Might Have Been." In Oberdiek, J. ed. *Philosophical Foundations of the Law of Torts*. Oxford University Press. 171–192.
- Thomson, J. J. 2011. "More on the Metaphysics of Harm." *Philosophy and Phenomenological Research*, 82 (2): 436–458.
- Unruh, C. F. 2023. "A Hybrid Account of Harm." *Australasian Journal of Philosophy*, 101 (4): 890–903.
- Unruh, C. F. 2024. "More on the Hybrid Account of Harm." *Journal of Ethics and Social Philosophy*, 28 (2): 291–298.
- Zhou, Y. K. 2022. "More on What It Means to Suffer Harm." *Jurisprudence*, 13 (4): 516–544.

- 佐々木渉. 2024a. 「死はいつ悪いのか」 森田邦久・柏端達也（編）『分析形而上学の最前線：人、運命、死、真理』 春秋社. 183-204.
- 佐々木渉. 2024b. 「死は死後に悪いのではない」 森田邦久・柏端達也（編）『分析形而上学の最前線：人、運命、死、真理』 春秋社. 249-272.
- 吉沢文武. 2013. 「生まれてくることのない者と死者：「非存在者」に関する倫理的問題と形而上学」 仲正昌樹（編）『「倫理」における「主体」の問題』 御茶の水書房. 39-58.
- 吉沢文武. 2024. 「死は死後に悪い」 森田邦久・柏端達也（編）『分析形而上学の最前線：人、運命、死、真理』 春秋社. 205-230.